

地域包括支援センターの概要について

1 地域包括支援センターの設置と目的について

- (1) 設置主体： 市 介護保険法（第 115 条の第 46 条）で位置づけられ設置運営
- (2) 目的： 地域の高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。

2 中津川市地域包括支援センターの業務（介護保険制度改正 別紙 1）

平成 27 年度介護保険制度の改正によって、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進するため地域ケア会議が地域包括支援センターの主要業務の中に法的に位置づけられ、介護予防ケアマネジメントは介護予防生活支援サービス事業に位置づけられた。

また、高齢化による要援護者の増加に伴い、在宅医療・介護の連携強化、認知症対策の推進および生活支援体制整備等の機能強化の充実が求められ、地域包括支援センターの体制強化を図っていく必要がある。

(1) 包括支援事業

①総合相談支援業務

高齢者や家族からの相談を受け、必要な支援を行う。
高齢者の心身の状況や家庭環境等の実態把握を行う。

②権利擁護業務

高齢者虐待防止を啓発し、虐待の対応や成年後見制度の啓発や体制整備を行う。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者に対し、包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築をするため、関係機関の連携体制をつくることや介護支援専門員への支援を行う。

④地域ケア会議の推進

処遇困難ケースの課題等を他職種で検討する。また様々なケースの課題から地域の施策につなげていく会議を開催する。

⑤在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関をはじめ、介護サービス事業者等の関係者と連携をとる。

⑥認知症対策の推進・認知症みまもりの「わ」事業

認知症になっても安心して暮らせる地域をめざして、認知症について正しい知識を広め、地域のネットワークで認知症の方やその家族・介護者を支えるしくみづくりを推進する。

⑦生活支援サービスの体制整備

高齢者は、地域社会の中で様々な生活困難を抱えることが多く、公的介護保険サービス外で、生活によりそった個別ニーズに即した柔軟なサービスを継続的に提供できるしくみづくりに取り組む。

(2) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

①一般介護予防事業

要支援・要介護状態になる可能性の高い対象者に対し、介護予防の必要性や重要性を周知する講座や介護予防教室を実施し、閉じこもり予防等を目的にした教室を行う。またボランティア等の人材育成、地域活動組織の育成支援を行う。

②介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の対象者に自立のためのケアマネジメントを行い、「介護予防ケアプラン」を作成する。

3 中津川市地域包括支援センターの体制

(1) 地域包括支援センター

平成18年4月より市直営で1カ所設置

(2) 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターが円滑かつ適正な運営を図るため運営支援、評価を行う。

(3) 在宅介護支援センター

地域包括支援センターのブランチ（協力機関）として位置づけ、市民に身近なところで「総合相談・支援」、「高齢者の実態把握」、「介護予防事業」等を市が委託し実施している。

(4) 在宅介護支援センター相談協力員懇話会

支援センターの円滑な活用を促進するため、在宅介護支援センターごとに相談協力員を配置し、情報提供、研修会、懇話会を開催する。

支援センター名	担当地区	運営主体	支援センター名	担当地区	運営主体
東	中津東	株式会社 ニチイ学館	山口	山口・馬籠	社会福祉法人椿苑
西	中津西	社会福祉法人 五常会	坂下・川上	坂下・上野・川上	社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
みなみ	中津南	社会福祉法人 萱垣会	かしも	加子母	
瀬戸の里	苗木（板橋を含む）	社会福祉法人 五常会	付知	付知町	
ひだまり苑	坂本	医療法人みらい	福岡	福岡・下野・高山・田瀬	
ゆうらく苑	落合・神坂・瀬戸区（板橋区を除く）	社会福祉法人 萱垣会	ひるかわ	蛭川	
シクラメン	阿木	社会福祉法人 敬愛会			

